

令和5年度 福祉・介護職員処遇加算について

社会福祉法人すみれ会が運営する北九州市内の施設（以下、「施設」という）と、施設に従事する職員（以下、「職員」という）は、福祉・介護職員処遇改善等の手当に関して、次のとおり協定する。

処遇改善・手当の種類

- 1.福祉・介護職員処遇改善加算
- 2.福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算
- 3.福祉・介護職員等特定処遇加算

対象施設

- 1.共同生活援助事業所すずらの家
- 2.短期入所事業所すずらの家
- 3.生活介護事業所すずらん
- 4.就労支援センターすずらん
- 5.折尾就労支援センターすずらん
- 6.八幡東就労支援センターすずらん
- 7.カレッジ北九州
- 8.デイサービス折尾すずらん

対象外施設

障がい者相談支援センターすずらん

支給時期

令和5年4月から令和6年3月の期間に毎月及び一時金として支給し、以下の何れかに該当するまでの間とする。ただし、試用期間は算定から除くものとする。

- 1.加算制度が終了した場合
- 2.施設が加算を辞退した場合
- 3.受給している職員が退職又は他施設へ異動した場合
- 4.受給している職員が該当する職種から支給対象外の職種に変更となった場合
- 5.受給している職員が、著しく勤務が怠慢である場合
- 6.受給している職員が、著しく研修意欲に欠ける場合
- 7.受給している職員が、繰り返し注意や指導により改善が図れない場合は減額することがある。
- 8.受給している職員は、キャリアパス制度を満たしたものとする。

支給金額

各サービス毎に厚生労働省の定める福祉・介護職員改善加算事業要領に基づく支給見込金額をもとに、1か月あたりの金額を算出し、その金額に対して法定福利費を控除して支払うものとする。なお、支給は賞与・その他の手当等の計算除外とする。但し、支給職員数・法定福利費増額分・定期賞与額・サービス利用率の変動により支給額が増減することがある。

【1】福祉・介護職員処遇改善加算

(対象職員)

1.支給対象職員は、直接支援に従事する職員のみとし、以下の職員は対象外とする。

- 1.管理者 2.サービス管理責任者 3.相談支援従事者 4.生活相談員
- 5.看護師、機能訓練指導員 6.調理員、栄養士、管理栄養士 7.事務職員
- 8.その他支援業務に従事しない職員

2.支給金額は、勤続年数・職歴・資格・技能等を考慮して各人毎に決定する。

(支給手当の金額)

- ・正規職員 月額 10,000 円～50,000 円を手当として月次給与として支給する。
 - ・一般職員：概ね月額 10,000～30,000 円
 - ・リーダー、主任等の役職者：概ね 20,000 円～50,000 円
- ・非正規 日勤帯：時給 100 円～300 円を時間数に比例し支給
夜勤帯：時給 100 円～200 円 (2,500 円～3,500 円/1 夜勤あたり)

(一時金の時期)

- ・対象職員：正規職員
- ・年 3 回：8 月、12 月、3 月 (翌 5 月)

【2】福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

(対象職員)

支給対象職員は、直接支援に従事する職員のみとし、以下の職員は対象外とする。

- 1.調理員、栄養士、管理栄養士 2.送迎職員

但し、支給金額はサービス事業の加算率・勤続年数・職歴・資格・技能等を考慮して各人毎に決定する

(支給手当の金額)

- ・直接支援 正規職員 月額 7,000 円～10,000 円を手当として支給
非正規 時給 30 円～100 円を時間数に比例し支給
- ・その他 正規職員 月額 5,000 円～10,000 円を手当として支給
非正規 時給 20 円～100 円を時間数に比例し支給

(一時金の時期)

- ・対象職員：正規職員
- ・年 1 回：3 月 (翌 5 月)

【3】福祉・介護職員等特定処遇加算

(対象職員)

特定処遇加算の趣旨に準じ、障害福祉の技能に該当する職員（勤続7年以上かつ介護福祉士や社会福祉士等の資格を有する者）とし、サービス管理責任者とする。

(支給手当の金額)

- ・サービス管理責任者：月額 80,000 円を手当として月次給与として支給する。

キャリアパスの実施

正規職員は、下記のキャリアパスを実施するものとする。

- 一、職員の技能向上と平衡され、水準の高いサービス提供を目指し本制度を作成する。
- 一、別紙、スマレ会グループ年間計画書及び、各管理者が認める外部研修の受講を推進する。
- 一、上記研修を、主に職員一名当たり、概ね年間 15 時間程度の受講かつ、直近 3 年間受講時間 45 時間以上が認められた職員は、次年度より昇給を行うものとする。
- 一、各管理者は、職員の習熟度把握の為、当該研修受講後必要に応じ当該職員にレポート提出等を求め技能向上の確認を行うものとする。
- 一、この昇給は、定期昇給に関わらず実施する。
- 一、当該研修は勤務時間に繰り入れるものとし、研修中の人件費及び交通費は、法人負担とする。

雑則

その他、本協定書に記載のない事項については、厚生労働省の定める福祉・介護職員処遇改善加算実施要領に準じるものとする。